

特許法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第10号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第十八条）</p> <p>第二章 学術団体の指定（第十九条 第二十二条）</p> <p>第二章の二 博覧会の指定（第二十二条の二 第二十二条の四）</p> <p>第三章 特許出願（第二十三条 第三十一条）</p> <p>第四章 特許出願の審査（第三十一条の二 第三十七条）</p> <p>第四章の二 出願公開（第三十八条）</p> <p>第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第三十八条の二 第三十八条の十四の二）</p> <p>第四章の四 特許権の存続期間の延長登録（第三十八条の十五 第三十八条の十八）</p> <p>第五章 判定（第三十九条・第四十条）</p> <p>第六章 裁定（第四十一条 第四十五条）</p> <p>第七章 削除</p> <p>第八章 審判及び再審</p> <p>第一節 総則（第四十六条 第五十条の十六）</p> <p>第二節 口頭審理（第五十一条 第五十六条）</p> <p>第三節 証拠調べ及び証拠保全</p> <p>第一款 総則（第五十七条 第五十七条の七）</p> <p>第二款 証人尋問（第五十八条 第五十八条の十八）</p> <p>第三款 当事者尋問（第五十九条 第五十九条の三）</p> <p>第四款 鑑定（第六十条 第六十条の八）</p> <p>第五款 書証（第六十一条 第六十一条の十一）</p> <p>第六款 検証（第六十二条・第六十二条の二）</p> <p>第七款 証拠保全（第六十三条 第六十五条）</p> <p>第九章 特許証、特許表示及び特許料（第六十六条 第六十九</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第十八条）</p> <p>第二章 学術団体の指定（第十九条 第二十二条）</p> <p>第二章の二 博覧会の指定（第二十二条の二 第二十二条の四）</p> <p>第三章 特許出願（第二十三条 第三十一条）</p> <p>第四章 特許出願の審査（第三十一条の二 第三十七条）</p> <p>第四章の二 出願公開（第三十八条）</p> <p>第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第三十八条の二 第三十八条の十四の二）</p> <p>第四章の四 特許権の存続期間の延長登録（第三十八条の十五 第三十八条の十八）</p> <p>第五章 判定（第三十九条・第四十条）</p> <p>第六章 裁定（第四十一条 第四十五条）</p> <p>第七章 特許異議の申立て（第四十五条の二 第四十五条の五）</p> <p>第八章 審判及び再審</p> <p>第一節 総則（第四十六条 第五十条の十六）</p> <p>第二節 口頭審理（第五十一条 第五十六条）</p> <p>第三節 証拠調べ及び証拠保全</p> <p>第一款 総則（第五十七条 第五十七条の七）</p> <p>第二款 証人尋問（第五十八条 第五十八条の十八）</p> <p>第三款 当事者尋問（第五十九条 第五十九条の三）</p> <p>第四款 鑑定（第六十条 第六十条の八）</p> <p>第五款 書証（第六十一条 第六十一条の十一）</p> <p>第六款 検証（第六十二条・第六十二条の二）</p> <p>第七款 証拠保全（第六十三条 第六十五条）</p> <p>第九章 特許証、特許表示及び特許料（第六十六条 第六十九</p>

第十條 特許料等の減免又は猶予（第七十條 第七十四條）
附則

（期間の延長の請求等の様式等）

第四條の二 特許出願及び拒絶査定不服審判の請求に關してする特許法第四條若しくは第五條第一項の規定による期間の延長、同法第五條第二項の規定による期日の変更又は同法第八條第三項の規定による期間の延長の請求は、様式第二によりしなればならない。

2）4（略）

（代理權の證明）

第四條の三 法定代理權、特許法第九條の規定による特別の授權又は次に掲げる手續をする者の代理人の代理權は、書面をもつて證明しなればならない。ただし、第二号において、特許法第三十四條第四項の規定による特許を受ける權利の承継の届出を行う讓渡人代理人が届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理權は書面をもつて證明することを要しない。

一）八（略）

九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）

十 特許法第三十四條第一項の規定による答弁書の提出（同法第七十一條第三項及び第七十四條第二項において準用する場合を含む。）

十一 特許法第四十八條第一項又は第三項の規定による参加の申請（同法第七十四條第二項において準用する場合を含む。）

第十條 特許料等の減免又は猶予（第七十條 第七十四條）
附則

（期間の延長の請求等の様式等）

第四條の二 特許出願及び特許法第二百一十一條第一項の審判の請求に關してする同法第四條若しくは第五條第一項の規定による期間の延長、同法第五條第二項の規定による期日の変更又は同法第八條第三項の規定による期間の延長の請求は、様式第二によりしなればならない。

2）4（略）

（代理權の證明）

第四條の三 法定代理權、特許法第九條の規定による特別の授權又は次に掲げる手續をする者の代理人の代理權は、書面をもつて證明しなればならない。ただし、第二号において、特許法第三十四條第四項の規定による特許を受ける權利の承継の届出を行う讓渡人代理人が届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理權は書面をもつて證明することを要しない。

一）八（略）

九 特許異議の申立て

十 特許法第一百八十八條第一項の規定による参加の申請（同法第一百七十四條第一項において準用する場合を含む。）

十一 特許法第二百一十條の四第一項の規定による意見書の提出（同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。）

十二 審判の請求（特許法第二百一十一條第一項の拒絶査定に對する審判を除く。）

十三 特許法第三十四條第一項の規定による答弁書の提出（同法第七十一條第三項及び第七十四條第三項において準用する場合を含む。）

十四 特許法第四十八條第一項又は第三項の規定による参加の申請（同法第七十四條第三項において準用する場合を含む。）

十二 証拠保全の申立て（判定請求前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）

十三・十四（略）

2～4（略）

（代表者選定届の様式等）

第八条 特許法第十四条ただし書の規定による届出をするときは、願書、判定請求書、審判請求書、特許法第八十四条の五第一項の書面、同法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面又は届出書にその旨を記載し、その事実を証明する書面を提出しなければならない。

2 前項の届出書は、特許出願人又は拒絶査定不服審判の請求人に係る届出の場合は様式第四により、それ以外の場合は様式第五により作成しなければならない。

（氏名変更届等の様式等）

第九条 手続をした者（特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）及び拒絶査定不服審判の請求人を除く。）がその氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は印鑑を変更したときは、様式第六、様式第七又は様式第八により、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

2～4（略）

（代理人選任届等の様式）

第九条の二 手続をした者又は特許権者が代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅を届け出る場合は、当該手続をした者が特許出願人又は拒絶査定不服審判の請求人のときは様式第九により、それ以外の者のときは様式第十によりしなければならない。

2 手続をした者又は特許権者の代理人が代理人に選任されたこ

十五 証拠保全の申立て（判定請求前、特許異議の申立て前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）

十六・十七（略）

2～4（略）

（代表者選定届の様式等）

第八条 特許法第十四条ただし書の規定による届出をするときは、願書、判定請求書、特許異議申立書、審判請求書、特許法第八十四条の五第一項の書面、同法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面又は届出書にその旨を記載し、その事実を証明する書面を提出しなければならない。

2 前項の届出書は、特許出願人又は特許法第二百一十一条第一項の審判の請求人に係る届出の場合は様式第四により、それ以外の場合は様式第五により作成しなければならない。

（氏名変更届等の様式等）

第九条 手続をした者（特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）及び特許法第二百一十一条第一項の審判の請求人を除く。）がその氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は印鑑を変更したときは、様式第六、様式第七又は様式第八により、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

2～4（略）

（代理人選任届等の様式）

第九条の二 手続をした者又は特許権者が代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅を届け出る場合は、当該手続をした者が特許出願人又は特許法第二百一十一条第一項の審判の請求人のときは様式第九により、それ以外の者のときは様式第十によりなければならない。

2 手続をした者又は特許権者の代理人が代理人に選任されたこ

と又は代理権が消滅したことを届け出る場合は、当該手続をし
た者が特許出願人又は拒絶査定不服審判の請求人のときは様式
第十一により、それ以外の者のときは様式第十二によりしな
ければならない。

3 (略)

(包括委任状)

第九条の三 (略)

2 特例法施行規則第六条第四項及び第七条の規定は、前項の援
用に準用する。この場合において、同規則第七条中「様式第七
」とあるのは「包括委任状を提出した者が特許出願人又は拒絶
査定不服審判の請求人のときは特例法施行規則様式第七により
、それ以外の者のときは特許法施行規則様式第十二の二」と読
み替えるものとする。

(手続の受継申立書の様式)

第十一条の五 手続の受継の申立ては、特許出願の審査又は拒絶
査定不服審判の手続に関してする場合は様式第十六により、そ
れ以外の場合は様式第十七によりしななければならない。

(特許番号の表示等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 特許庁に対し審判(次項に規定する審判を除く。)、再審又
は判定の請求の後その請求に関する書類その他の物件を提出す
る者は、これにその審判の番号、再審の番号又は判定請求の番
号を表示しなければならない。

4 特許庁に対し拒絶査定不服審判の請求の後その請求に関し書
類その他の物件を提出する者は、これにその審判の番号及びそ
の請求に係る特許出願の番号又は延長登録出願の番号を表示し
なければならない。

と又は代理権が消滅したことを届け出る場合は、当該手続をし
た者が特許出願人又は特許法第二百一十一条第一項の審判の請求
人のときは様式第十一により、それ以外の者のときは様式第十
二によりしななければならない。

3 (略)

(包括委任状)

第九条の三 (略)

2 特例法施行規則第六条第四項及び第七条の規定は、前項の援
用に準用する。この場合において、同規則第七条中「様式第七
」とあるのは「包括委任状を提出した者が特許出願人又は特許
法第二百一十一条第一項の審判の請求人のときは特例法施行規則
様式第七により、それ以外の者のときは特許法施行規則様式第
十二の二」と読み替えるものとする。

(手続の受継申立書の様式)

第十一条の五 手続の受継の申立ては、特許出願の審査又は特許
法第二百一十一条第一項の審判の手続に関してする場合は様式第
十六により、それ以外の場合は様式第十七によりしななければ
ならない。

(特許番号の表示等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 特許庁に対し特許異議の申立て又は審判(次項に規定する審
判を除く。)、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請
求に関する書類その他の物件を提出する者は、これにその特許異
議の番号、審判の番号、再審の番号又は判定請求の番号を表示
しなければならない。

4 特許庁に対し特許法第二百一十一条第一項の審判の請求の後そ
の請求に関し書類その他の物件を提出する者は、これにその審
判の番号及びその請求に係る特許出願の番号又は延長登録出願
の番号を表示しなければならない。

(情報の提供)

第十三条の二 出願公開があつたときは、何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより当該出願公開がされた特許出願が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。ただし、当該出願公開がされた特許出願が特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。

一 四 (略)

2 4 (略)

第十三条の三 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、特許が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。

一 その特許が特許法第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願(特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願及び同法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて外国語でされたものを除く。)に対してされたこと。

二 その特許が特許法第二十九条、第二十九条の二又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたこと。

三 その特許が特許法第三十六条第四項第一号又は第六項(第四号を除く。)に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたこと。

四 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が同条第一項の外国語書面に記載した事項の範囲内にないこと。

五 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図

(情報の提供)

第十三条の二 出願公開があつたときは、何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより当該出願公開がされた特許出願が次の各号の一に該当する旨の情報を提供することができる。ただし、当該出願公開がされた特許出願が特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。

一 四 (略)

2 4 (略)

面の訂正が特許法第二百二十六条第一項ただし書若しくは第三項から第五項まで（同法第三百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第三百三十四条の二第一項ただし書の規定に違反してされたこと。

2| 前項の規定による情報の提供は、様式第二十により作成した書面によらなければならない。

3| 前条第三項及び第四項の規定は、前項の書面に準用する。

（書類その他の物件の提出書の様式）

第十四条（略）

2 特許法第三百三十四条第四項（同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定により審尋を受けた者が書類その他の物件を提出する場合は、拒絶査定不服審判についてするときは様式第二十二により、それ以外のときは様式第二十三によりしなければならない。

（送達）

第十六条（略）

2 特許法第八十九条の送達する書類は、同法第十八条、第十八条の二第一項、第三百三十三条第三項（同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）、同法第三百三十三条の二第一項（同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）及び同法第八十四条の五第三項の規定による却下の処分並びに同法第八十四条の二十第三項の規定による決定の謄本とする。

3（略）

（書類その他の物件の提出書の様式）

第十四条（略）

2 特許法第三百三十四条第四項（同法第七十一条第三項、第七十一条の六第一項（同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）の規定により審尋を受けた者が書類その他の物件を提出する場合は、同法第二百一十一条第一項の審判についてするときは様式第二十二により、それ以外のときは様式第二十三によりしなければならない。

（送達）

第十六条（略）

2 特許法第八十九条の送達する書類は、同法第十八条、第十八条の二第一項、第三百三十三条第三項（同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、同法第七十四条第一項（同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）及び同法第七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）及び同法第八十四条の五第三項の規定による却下の処分並びに同法第八十四条の二十第三項の規定による決定の謄本とする。

3（略）

(微生物の試料の分譲)

第二十七条の三 前条の規定により寄託された微生物に係る発明を試験又は研究のために実施しようとする者は、次に掲げる場合は、その微生物の試料の分譲を受けることができる。

一・二 (略)

三 特許法第五十条(同法第五十九条第二項(同法第七十条第一項において準用する場合を含む。))及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の意見書を作成するために必要なとき。

2 (略)

(情報の提供等の特例)

第三十八条の十二 (略)

2 特許法第八十四条の四第一項の外国語特許出願については、第十三条の二第一項第四号及び第十三条の三第一項第四号中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは、「第八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「同条第一項の外国語書面」とあるのは、「同項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

3 特許法第八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて外国語でされたものについては、第十三条の二第一項第四号及び第十三条の三第一項第四号中「特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは、「外国語でされた国際出願」と、「同条第一項の外国語書面」とあるのは、「特許法第八十四条の二十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(審判の規定の準用)

第四十条 第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十七条の二、第四十七條の三、第四十八條から第四十八條の三第一項まで、第五十条、第五十条の二、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の十、第五十条の十一、第五十条の十三及び第五十一

(微生物の試料の分譲)

第二十七条の三 前条の規定により寄託された微生物に係る発明を試験又は研究のために実施しようとする者は、次に掲げる場合は、その微生物の試料の分譲を受けることができる。

一・二 (略)

三 特許法第五十条(同法第五十九条第二項(同法第七十条第一項において準用する場合を含む。))及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の意見書を作成するために必要なとき。

2 (略)

(情報の提供等の特例)

第三十八条の十二 (略)

2 特許法第八十四条の四第一項の外国語特許出願については、第十三条の二第一項第四号中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは、「第八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「同条第一項の外国語書面」とあるのは、「同項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

3 特許法第八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて外国語でされたものについては、第十三条の二第一項第四号中「特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは、「外国語でされた国際出願」と、「同条第一項の外国語書面」とあるのは、「特許法第八十四条の二十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(審判の規定の準用)

第四十条 第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八條から第四十八條の三第一項まで、第五十条、第五十条の二、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の十、第五十条の十一、第五十条の十三及び第五十一条から第六十五条までの規定は、判

条から第六十五条までの規定は、判定に準用する。この場合において、第五十条第五項、第五十一条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「判定について提出する」と、第五十条の二、第五十七條の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二條第二項中「それ以外の」とあるのは「判定についてする」と読み替えるものとする。

第七章 削除

定に準用する。この場合において、第五十条第五項、第五十一条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「判定について提出する」と、第五十条の二、第五十七條の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二條第二項中「それ以外の」とあるのは「判定についてする」と読み替えるものとする。

第七章 特許異議の申立て

(特許異議申立書の様式)

第四十五条の二 特許法第一百五條第一項の特許異議申立書は、様式第六十一の二により作成しなければならない。

(意見書等の提出)

第四十五条の三 特許法第二百十條の四第一項の意見書は、様式第六十一の三により作成しなければならない。

2| 特許法第二百十條の四第二項の訂正の請求書は、様式第六十一の四により作成しなければならない。

3| 第一項の規定は、特許法第二百十條の四第二項の訂正の請求に準用する。

(審査の規定の準用)

第四十五条の四 第二十四條、第二十四條の四及び第二十五条の規定は、特許法第二百十條の四第二項の訂正の請求に準用する。

(審判の規定の準用)

第四十五条の五 第四十六條第二項、第四十八條から第四十八條の三第一項まで、第四十九條から第五十條の二まで、第五十條の四から第五十條の十三まで及び第五十一條から第六十五條までの規定は、特許異議の申立ての審理及び決定に準用する。こ

(審判の請求書の様式)

第四十六条 拒絶査定不服審判の請求書は様式第六十一の二により、それ以外の審判の請求書は様式第六十二により作成しなければならない。

2 (略)

(答弁書等の様式)

第四十七条 特許法第三百三十四条第一項又は第二項の答弁書は、様式第六十三により作成しなければならない。

2 特許法第三百三十四条の二第一項の訂正の請求書は、様式第六十三の二により作成しなければならない。

3 特許法第三百三十四条の二第三項、第五百十条第五項又は第五百三十二条第二項の規定による意見の申立てを書面である場合には、様式第六十三の三によりしなければならない。

4 特許法第六十五條の意見書は、様式第六十三の三により作成しなければならない。

(その他の答弁書の提出等)

第四十七条の二 審判長は、必要があると認めるときは、被請求人に対し、相当の期間を示して、答弁書の提出を求めることができる。

2 前項の答弁書は、様式第六十三により作成しなければならない。

(弁駁書の提出等)

の場合において、第五十条第五項、第五十一条第二項、第五十八條の二第一項及び第三項、第五十八條の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申立てについて提出する」と、第五十条の二、第五十七條の三第二項、第五十八條第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申立てについてする」と読み替えるものとする。

(審判の請求書の様式)

第四十六条 特許法第二百一十一条第一項の審判の請求書は様式第六十一の五により、それ以外の審判の請求書は様式第六十二により作成しなければならない。

2 (略)

(答弁書等の様式)

第四十七条 特許法第三百三十四条第一項の答弁書は、様式第六十三により作成しなければならない。

2 特許法第三百三十四条第二項の訂正の請求書は、様式第六十三の二により作成しなければならない。

第四十七条の三 審判長は、必要があると認めるときは、請求人に対し、相当の期間を示して、弁駁書の提出を求めることができる。

2| 前項の弁駁書は、様式第六十三の四により作成しなければならない。

(被請求人の同意の確認)

第四十七条の四 審判長は、特許法第三百三十一条の二第二項第二号の同意を確認するときは、同項の補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を示して、同意回答書の提出を求めなければならない。ただし、口頭審理において同意の確認をする場合は、被請求人に対し口頭による回答を求めることができる。

2| 前項の同意回答書は、様式第六十三の五により作成しなければならない。

(請求の理由の補正の許否の決定の方式等)

第四十七条の五 特許法第三百三十一条の二第二項の決定(以下「補正許否の決定」という。)は、文書をもつて行わなければならない。ただし、口頭審理においては、口頭をもつてすることができる。

2| 補正許否の決定を文書をもつてした審判長は、当該決定書に記名押印しなければならない。ただし、補正許否の決定を口頭をもつてしたときは、この限りでない。

3| 特許庁長官は、補正許否の決定があつたときは、その決定の謄本を当事者及び参加人に送付しなければならない。ただし、補正許否の決定を口頭をもつてしたときは、この限りでない。

(取消判決があつた場合の訂正請求の申立て)

第四十七条の六 特許法第三百三十四条の三第一項に規定する申立ては、様式第六十三の六によりしなければならない。

(審理の方式の申立書)

(審理の方式の申立書)

第四十八条の三 (略)

2 拒絶査定不服審判について特許法第百四十五条第二項ただし書に規定する申立てをする者は、様式第六十四の三により作成した口頭審理の申立書を提出しなければならない。

(証拠)

第五十条 (略)

2、4 (略)

5 第三項の証拠説明書は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の二により、それ以外の場合は様式第六十五の三により作成しなければならない。

(審判請求の取下げ)

第五十条の二 審判の請求の取下げは、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の四により、それ以外の場合は様式第六十五の五によりしなければならない。

(審理の再開の申立て)

第五十条の三 審理の再開の申立ては、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の六により、それ以外の場合は様式第六十五の七によりしなければならない。

(審判における副本の提出)

第五十条の四 特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判において、書面を提出するときは、その副本を一通提出しなければならない。

(営業秘密に関する申出)

第五十条の十四 特許無効審判又は延長登録無効審判に係る書類において営業秘密が記載された旨を特許庁長官に申し出る場合は、様式第六十五の八によりしなければならない。

第四十八条の三 (略)

2 特許法第百二十一条第一項の審判について同法第百四十五条第二項ただし書に規定する申立てをする者は、様式第六十四の三により作成した口頭審理の申立書を提出しなければならない。

(証拠)

第五十条 (略)

2、4 (略)

5 第三項の証拠説明書は、特許法第百二十一条第一項の審判について提出する場合は様式第六十五の二により、それ以外の場合は様式第六十五の三により作成しなければならない。

(審判請求の取下げ)

第五十条の二 審判の請求の取下げは、特許法第百二十一条第一項の審判についてする場合は様式第六十五の四により、それ以外の場合は様式第六十五の五によりなければならない。

(審理の再開の申立て)

第五十条の三 審理の再開の申立ては、特許法第百二十一条第一項の審判についてする場合は様式第六十五の六により、それ以外の場合は様式第六十五の七によりなければならない。

(審判における副本の提出)

第五十条の四 特許法第百二十三条第一項、第百二十五条の第二項又は第百二十六条第一項の審判において、書面を提出するときは、その副本を一通提出しなければならない。

(営業秘密に関する申出)

第五十条の十四 特許法第百二十三条第一項又は第百二十五条の二第一項の審判に係る書類において営業秘密が記載された旨を特許庁長官に申し出る場合は、様式第六十五の八によりなければならない。

(審査の規定等の準用)

第五十条の十五 第三十二条第一項、第三十三条及び第三十六条の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。

2 第二十四条、第二十四条の四及び第二十五条の規定は、訂正審判又は特許法第百三十四条の二第一項の訂正の請求に準用する。

3 (略)

(再審への準用)

第五十条の十六 この章の規定は再審に準用する。

(口頭審理)

第五十一条 (略)

2 前項の書面は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の九により、それ以外の場合は様式第六十五の十により作成しなければならない。

(口頭審理における審尋)

第五十二条の二 審判長は、口頭審理において、事件関係を明らかにするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者又は参加人に対して問いを発し、又は立証を促すことができる。

2 陪席審判官は、審判長に告げて、前項に規定する処置をすることができる。

(証拠の申出)

第五十七条の三 (略)

2 前項の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の十一により、それ以外の場合は様式第六十五の十二によりしなければならない。

(審査の規定等の準用)

第五十条の十五 第三十二条第一項、第三十三条及び第三十六条の規定は、特許法第百二十一条第一項の審判に準用する。

2 第二十四条、第二十四条の四、第二十五条及び第四十五条の三第一項の規定は、特許法第百二十六条第一項の審判又は同法第百三十四条第二項の訂正の請求に準用する。

3 (略)

(再審への準用)

第五十条の十六 この章並びに第四十五条の三及び第四十五条の四の規定は再審に準用する。

(口頭審理)

第五十一条 (略)

2 前項の書面は、特許法第百二十一条第一項の審判について提出する場合は様式第六十五の九により、それ以外の場合は様式第六十五の十により作成しなければならない。

(証拠の申出)

第五十七条の三 (略)

2 前項の申出は、特許法第百二十一条第一項の審判についてする場合は様式第六十五の十一により、それ以外の場合は様式第六十五の十二によりしなければならない。

(証人尋問の申出)

第五十八条 (略)

2 前項の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の十三により、それ以外の場合は様式第六十五の十四によりしなければならない。

(尋問事項書)

第五十八条の二 証人尋問の申出をするときは、同時に、尋問事項書(尋問事項を記載した書面をいう。以下同じ。)を拒絶査定不服審判について提出する場合は一通、それ以外の場合は特許庁、証人及び相手方の数(特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数)に応じて提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2 (略)

3 尋問事項書は、拒絶査定不服審判について作成する場合は様式第六十五の十五により、それ以外の場合は様式第六十五の十六により作成しなければならない。

(書面尋問)

第五十八条の十七 (略)

2 前項の回答を希望する事項を記載した書面は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の十七により、それ以外の場合は様式第六十五の十八により作成しなければならない。

(鑑定事項)

第六十条 (略)

2、4 (略)

5 第一項の鑑定の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の十九により、それ以外の場合は様式第六十五

(証人尋問の申出)

第五十八条 (略)

2 前項の申出は、特許法第二百一十一条第一項の審判についてする場合は様式第六十五の十三により、それ以外の場合は様式第六十五の十四によりしなければならない。

(尋問事項書)

第五十八条の二 証人尋問の申出をするときは、同時に、尋問事項書(尋問事項を記載した書面をいう。以下同じ。)を特許法第二百一十一条第一項の審判について提出する場合は一通、それ以外の場合は特許庁、証人及び相手方の数(特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数)に応じて提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2 (略)

3 尋問事項書は、特許法第二百一十一条第一項の審判について作成する場合は様式第六十五の十五により、それ以外の場合は様式第六十五の十六により作成しなければならない。

(書面尋問)

第五十八条の十七 (略)

2 前項の回答を希望する事項を記載した書面は、特許法第二百一十一条第一項の審判について提出する場合は様式第六十五の十七により、それ以外の場合は様式第六十五の十八により作成しなければならない。

(鑑定事項)

第六十条 (略)

2、4 (略)

5 第一項の鑑定の申出は、特許法第二百一十一条第一項の審判についてする場合は様式第六十五の十九により、それ以外の場合

の二十によりしななければならない。

6 第一項の鑑定を求める事項を記載した書面は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の二十一により、それ以外の場合は様式第六十五の二十二により作成しなければならない。

(録音テープ等の内容を説明した書面の提出等)

第六十一条の十一 (略)

2 (略)

3 第一項の書面は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の二十三により、それ以外の場合は様式第六十五の二十四により作成しなければならない。

(検証の申出の方式)

第六十二条 (略)

2 前項の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の二十五により、それ以外の場合は様式第六十五の二十六によりしななければならない。

は様式第六十五の二十によりしななければならない。

6 第一項の鑑定を求める事項を記載した書面は、特許法第二百一十一条第一項の審判について提出する場合は様式第六十五の二十一により、それ以外の場合は様式第六十五の二十二により作成しなければならない。

(録音テープ等の内容を説明した書面の提出等)

第六十一条の十一 (略)

2 (略)

3 第一項の書面は、特許法第二百一十一条第一項の審判について提出する場合は様式第六十五の二十三により、それ以外の場合は様式第六十五の二十四により作成しなければならない。

(検証の申出の方式)

第六十二条 (略)

2 前項の申出は、特許法第二百一十一条第一項の審判についてする場合は様式第六十五の二十五により、それ以外の場合は様式第六十五の二十六によりしななければならない。

改正案	現行
<p>（特許法施行規則の準用） 第二十三条 特許法施行規則第一章（総則）（特許法施行規則第四條の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一條の二、第十三條の二並びに第十三條の三の規定を除く。）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四條の三第一項中「十三 再審の請求」とあるのは</p> <p>三 再審の請求</p> <p>三の二 実用新案法第十四條の二の規定による訂正</p> <p>第三項中「六 第十五條第二項の規定による物件の受取の手続」とあるのは</p> <p>六 第二十三條第一項において準用する特許法第六の二 実用新案法第十二條第一項の規定による刊行物施行規則第十五條第二項の規定による物件の受取の手続</p> <p>六の三 第二十二條第一項の規定による刊行物等の実用新案技術評価の請求</p> <p>第十條中「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五條第二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第四條第二項」と、「第一條の三第二項若しくは第三項」とあるのは「第二條の二第二項」と、「この規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第二十七條第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條の二第二項若しくは第二項若しくは第六十九條第三項前段」とあるのは「実用新案法施行規則第二十一條第三項」と、「特許法施行令第十五條第二項若しくは第三項前段」とあるのは「実用新案法施行令第四條第二項」と、第十一條第四項中「手</p>	<p>（特許法施行規則の準用） 第二十三条 特許法施行規則第一章（総則）（特許法施行規則第四條の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び第十七号並びに第三項第七号、第十一條の二並びに第十三條の二の規定を除く。）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四條の三第一項中「十六 再審の請求」とあるのは</p> <p>十六の二 実用新案法第十四條の二の規定による訂正</p> <p>と、同條第三項中「六 第十五條第二項の規定による物件の受取の手続」とあるのは</p> <p>六 第二十三條第一項において準用する特許法第六の二 実用新案法第十二條第一項の規定による物件の受取の手続</p> <p>六の三 第二十二條第一項の規定による物件の受取の手続</p> <p>と、第十條中「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五條第二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第四條第二項」と、「第一條の三第二項若しくは第三項」とあるのは「第二條の二第二項」と、「この規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第二十七條第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條の二第二項若しくは第二項若しくは第六十九條第三項前段」とあるのは「実用新案法施行規則第二十一條第三項」と、「特許法施行令第十五條第二項若しくは第三項前段」とあるのは「実用新案法施行令第四條第二項」と、第十一條第四</p>

数料」とあるのは「登録料」と、同条第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替えるものとする。

2
12 (略)

項中「手数料」とあるのは「登録料」と、同条第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替えるものとする。

2
12 (略)

改 正 案

（審判の請求書の様式）

第十四条 拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の請求書は様式第十二により、それ以外の審判の請求書は様式第十三により作成しなければならない。

2 （略）

（特許法施行規則の準用）

第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「九 審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（

現 行

（審判の請求書の様式）

第十四条 意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判の請求書は様式第十二により、それ以外の審判の請求書は様式第十三により作成しなければならない。

2 （略）

（特許法施行規則の準用）

第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び第十七号並びに第三項第七号、第十一条、第十一条の二並びに第十三条の二を除く。）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び特許法第二百一十一条第一項」とあるのは「並びに意匠法第四十六条第一項及び第四十七条第一項」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中「特許法第二百一十一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項」と、第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで

昭和三十五年政令第二十号)第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第六十九条第三項前段」とあるのは、「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、「特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは、「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、第十一条の四中「様式第一、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の五、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは、「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで若しくは様式第十四、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第二項において準用する特許法施行規則第二十

、第八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第六十九条第三項前段」とあるのは、「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、「特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは、「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、第十一条の四中「様式第一、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の五、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは、「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで若しくは様式第十四、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第二項において準用する特許法施行規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第

七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八
条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三
に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九條第六項にお
いて準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する
様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六
十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、
同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五
十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條
の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條
第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二
第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十
七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五
項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規
定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の十一第三項
に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第
二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三條第四項中
「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正
却下決定不服審判」と、第十四條第二項中「拒絶査定不服審判
」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」
と読み替えるものとする。

2) 5 (略)

6 第十三條、特許法施行規則第八章（審判及び再審）（第四
十六條並びに第五十條の十五第一項（第三十二條の規定を準用
する部分に限る。））、第二項及び第三項を除く。）の規定は、
審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八
條の三第二項、第五十條第五項、第五十條の二、第五十條の三
、第五十一條第二項、第五十七條の三第二項、第五十八條第二
項、第五十八條の二第一項及び第三項、第五十八條の十七第二
項、第六十條第五項及び第六項、第六十一條の十一第三項並び
に第六十二條第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶
査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものと
する。

二十八條の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九
條第六項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二
項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定
する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第
六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六
、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規
則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規
則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第
五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第
五十八條の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則
第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十
條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條
の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則
第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十
三條第四項中「特許法第百二十一條第一項」とあるのは「意匠
法第四十六條第一項又は第四十七條第一項」と、第十四條第二
項中「同法第百二十一條第一項」とあるのは「意匠法第四十六
條第一項又は第四十七條第一項」と読み替えるものとする。

2) 5 (略)

6 第十三條、特許法施行規則第八章（審判及び再審）（第四
十六條並びに第五十條の十五第一項（第三十二條の規定を準用
する部分に限る。））、第二項及び第三項を除く。）の規定は、
審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八
條の三第二項、第五十條第五項、第五十條の二、第五十條の三
、第五十一條第二項、第五十七條の三第二項、第五十八條第二
項、第五十八條の二第一項及び第三項、第五十八條の十七第二
項、第六十條第五項及び第六項、第六十一條の十一第三項並び
に第六十二條第二項中「特許法第百二十一條第一項」とあるの
は「意匠法第四十六條第一項又は第四十七條第一項」と、第五
十條の十五第一項中「特許法第百二十一條第一項」とあるのは
「意匠法第四十六條第一項」と読み替えるものとする。

7

(略)

7

(略)

改 正 案

（特許法施行規則等の準用）

第二十二條 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第七号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一号、第十一條の二、第十二條、第十三條の二並びに第十三條の三を除く。）並びに第二十七條の三の三第一項、第二十八條の二及び第二十八條の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、事後指定（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の名義人の変更の記録の請求（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の存続期間の更新の申請（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録の申請（第一条から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録（第一条から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。）に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは、「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、「同法第八條第三項」とあるのは、「商標法第四十一條第二項（同法第四十一條の二第六項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則第四条の三第一項中、「三 特許法第四十四條第一項の規定に

現 行

（特許法施行規則等の準用）

第二十二條 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十七号並びに第三項第七号、第十一條、第十一條の二、第十二條並びに第十三條の二を除く。）並びに第二十七條の三の三第一項、第二十八條の二及び第二十八條の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、事後指定（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の名義人の変更の記録の請求（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の存続期間の更新の申請（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録の申請（第一条から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録（第一条から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。）に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び特許法第二百一十一條第一項」とあるのは、「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」と、「同法第八條第三項」とあるのは、「商標法第四十一條第二項（同法第四十一條の二第六項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則第四条の三第一項中、「三 特許法第四十四條第一項の規定による

よる特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）
「とあるのは、三 商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の第二項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十五条の第三項（同法第六十条の第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の第三項の第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）と、五 特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは、五 商標権の存続期間の更新登録の申請（五の二 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願）

限る。）

と、一八 特許法第八十四条（同法第九十二条第七

項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。）の規

定による答弁書の提出」とあるのは、

一八 登録異議の申立て
八の二 商標法第四十三
八の三 商標法第四十三

条の七第一項の規定による参加の申請（同法第六十条の第二項の十二第一項の規定による意見書の提出）（同法第六十条の二

項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及
第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）

及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）

及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）

特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）と
あるのは、三 商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項に
おいて準用する場合を含む。）又は同法第十七条の第二項（
同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）若しく
は同法第五十五条の第三項（同法第六十条の第二項（同法
第六十八条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同
法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において
準用する意匠法第十七条の第三項の第一項の規定による商標登録出願
（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場
合を除く。）と、五 特許権の存続期間の延長登録の出願
「とあるのは、五 商標権の存続期間の更新登録の申請（商標
五の二 防護標章登録に基づく権利の存続期間
五の三 書換登録の申請
権に係る商品及び役務の区分の数を減じて申請する場合に限る
の更新登録の出願）

）

と、特許法施行規則第七条及び第十八条第四項中「若し

と

くは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加
盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八条
第一項中「特許異議申立書、審判請求書、特許法第八十四条
の五第一項の書面、同法第八十四条の二十第一項の申出に係
る書面」とあるのは、「登録異議申立書、審判請求書、商標権の
存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法
施行規則第八条第二項、第九条の二及び第九条の第三第二項中「
特許出願人又は特許法第二百一十一条第一項」とあるのは「商標
登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登
録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録
の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四条第一
項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第
二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場
合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条

と、「九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは、「九 審判の請求（商標法第四十四条第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判を除く。）」と、「十一 証拠保全の申立て（判定請求前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）」とあるのは、「十一 証拠保全の申立て（判定請求前、登録異議の申立て前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）」と、「特許法施行規則第七條及び第十八條第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八條第一項中「審判請求書、特許法第八十四條の五第一項の書面、同法第八十四條の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八條第二項、第九條の二及び第九條の三第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、「特許法施行規則第九條第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更

第四項において準用する場合を含む。）」と、「特許法施行規則第九條第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）及び特許法第二百一十一條第一項」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」と、「特許法施行規則第十條中「特許法第三十條第四項」とあるのは「商標法第七條第三項若しくは第九條第二項」と、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五條第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第二十七條第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條第二項、第六十九條第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十条第二項若しくは第三項」と、特許法施行令第十五條第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第二十七條第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條の二第二項若しくは第二項若しくは第六十九條第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十条第二項」と、特許法施行規則第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二

新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十條中「特許法第三十條第四項」とあるのは「商標法第七條第三項若しくは第九條第二項」と、「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五條第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一條の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第二十七條第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項、第六十九條第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十條第二項」と、「特許法施行令第十五條第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一條の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第二十七條の二第一項若しくは第二項若しくは第三項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項若しくは第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十條第二項」と、特許法施行規則第十一條の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の五、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五

、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の五、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同規則第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特

「審判（次項に規定する審判を除く。）」、再審又は判定の請求の後その請求」とあるのは「登録異議の申立て又は審判（次項に規定する審判を除く。）」、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請求」と、「その審判の番号」とあるのは「その登録異議の番号、審判の番号」と、同条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十四条第二項中「特許法第三百三十四条第四項（同法第七十一条第三項及び同法第七百七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の十四第一項（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。））及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」、同法第六十二条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する特許法第七十四條第二項において準用する場合を含む。」と「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項

において準用する場合を含む。()の審判」と、特許法施行規則第十六条第二項中、「第三百三十三条第三項(同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)()とあるのは「商標法第五十六条第一項(同法第四十三条の十四第一項(同法第六十条の二第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。)、同法第六十二条第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。))及び同法附則第二十一条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。))において準用する意匠法第五十八条第二項(同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。))において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。))において準用する特許法第三百三十三条第三項(商標法第二十八条第三項において準用する場合を含む。以下、この項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)()と、同法第三百三十三条の二第二項(同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)()とあるのは「商標法第五十六条第一項、同法第六十二条第一項及び同法附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項において準用する特許法第三百三十三条の二第一項(商標法第二十八条第三項において準用する場合を含む。以下、この項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十一条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下、この項において準用する場合を含む。))」

）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する特許法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）、「ウ」特許法施行規則様式第二の欄中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのを「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」と読み替へるものとする。

2）7（略）

8 第九条の五第一項、特許法施行規則第三十三条、第四十六条第二項、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の三、第四十八条から第五十条の十四まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八条の三第二項、第五十条第五項、第五十条の二、第五十条の三、第五十一条第二項、第五十七條の三第二項、第五十八條の二第一項及び第三項、第五十八條の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは、「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の審判」と読み替へるものとする。

9）11（略）

2）7（略）

8 第九条の五第一項、特許法施行規則第三十三条、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条から第五十条の十四まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八条の三第二項、第五十条第五項、第五十条の二、第五十条の三、第五十一条第二項、第五十七條の三第二項、第五十八條の二第一項及び第三項、第五十八條の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「特許法第二百一十一条第一項」とあるのは、「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）と読み替へるものとする。

9）11（略）

改 正 案

現 行

（特許登録原簿の記録）

第七条（略）

2（略）

3 表示部には、特許権の表示をするほか、その存続期間の延長及び消滅、特許無効審判、延長登録無効審判若しくは訂正審判の確定審決又は再審の確定審決に関する事項を記録しなければならない。

（特許登録原簿の記録）

第七条（略）

2（略）

3 表示部には、特許権の表示をするほか、その存続期間の延長及び消滅並びに特許異議の申立てについての確定した決定、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第二百二十三条第一項、第二百二十五条の二第一項若しくは第二百二十六条第一項の審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決に関する事項を記録しなければならない。

4 特許料記録部には、特許料及びその納付年月日、特許権が特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十七条第四項に規定する国等と国等以外の者（同項に規定するものをいう。以下同じ。）との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときの国等以外の者の持分の割合、特許料の納付の軽減若しくは免除若しくはその納付の猶予又は特許料の返還に関する事項を記録しなければならない。

4 特許料記録部には、特許料及びその納付年月日、特許権が特許法第七十七条第四項に規定する国等と国等以外の者（同項に規定するものをいう。以下同じ。）との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときの国等以外の者の持分の割合、特許料の納付の軽減若しくは免除若しくはその納付の猶予又は特許料の返還に関する事項を記録しなければならない。

5～8（略）

5～8（略）

（明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の登録の方法）

（明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の登録の方法）

第三十一条 特許無効審判若しくは訂正審判又はこれらの確定審決に対する再審による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の登録をする場合において、特許発明の名称に変更があつたときは、変更後の名称を記録しなければならない。

第三十一条 特許異議の申立てについての確定した決定、特許法第二百二十三条第一項若しくは第二百二十六条第一項の審判又はこれらの確定した決定若しくは確定審決に対する再審による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の登録をする場合において、特許発明の名称に変更があつたときは、変更後の名称を記録しなければならない。

2（略）

2（略）

（確定審決等の登録の方法）

（確定審決等の登録の方法）

第三十七条 特許無効審判、延長登録無効審判若しくは訂正審判

第三十七条 特許異議の申立てについての確定した決定、特許法

の確定審決又は再審の確定審決の登録をするときは、表示部に審判又は再審の番号、審決が確定した旨及びその年月日並びに確定審決の概要を記録しなければならない。

2 (略)

(予告登録の方法)

第三十八条 (略)

2 特許登録令第三条第四号又は第五号に掲げる請求について予告登録をするときは、表示部に審判又は再審の請求があつた年月日、審判又は再審の番号及び請求の趣旨を記録しなければならない。

第二百二十三条第一項、第二百五条の二第一項若しくは第二百二十六条第一項の審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決の登録をするときは、表示部に特許異議、審判又は再審の番号、決定又は審決が確定した旨及びその年月日並びに確定した決定又は確定審決の概要を記録しなければならない。

2 (略)

(予告登録の方法)

第三十八条 (略)

2 特許登録令第三条第四号、第五号又は第六号に掲げる申立て又は請求について予告登録をするときは、表示部に申立て又は審判若しくは再審の請求があつた年月日、特許異議、審判又は再審の番号及び申立てに係る特許の表示又は請求の趣旨を記録しなければならない。

改正案	現行
<p>（意匠登録原簿の記録） 第三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 表示部には、意匠権の表示をするほか、その消滅及び意匠登録無効審判又はその審判の確定審決に対する再審の確定審決に関する事項を記録しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 登録料記録部には、登録料及びその納付の年月日、意匠権が意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第四十二条第四項に規定する国等と国等以外の者（同項に規定するものをいう。以下同じ。）との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときの国等以外の者の持分の割合又は登録料の返還に関する事項を記録しなければならない。</p> <p>6（9）（略）</p>	<p>（意匠登録原簿の記録） 第三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 表示部には、意匠権の表示をするほか、その消滅及び意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第四十八条第一項の審判又はその審判の確定審決に対する再審の確定審決に関する事項を記録しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 登録料記録部には、登録料及びその納付の年月日、意匠権が意匠法第四十二条第四項に規定する国等と国等以外の者（同項に規定するものをいう。以下同じ。）との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときの国等以外の者の持分の割合又は登録料の返還に関する事項を記録しなければならない。</p> <p>6（9）（略）</p>

改正案	現行
<p>（確定審決等の登録の方法）</p> <p>第十六条の二 登録異議の申立てについての確定した決定又は商標法第四十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項、第五十三条の二（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、附則第十四条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）若しくは平成八年改正法附則第十七条第一項の審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決の登録をするときは、表示部に登録異議、審判又は再審の番号、決定又は審決が確定した旨及びその年月日並びに確定した決定又は確定審決の概要を記録しなければならない。</p> <p>2 再審の確定審決の登録をするときは、これに反する確定審決の登録を抹消しなければならない。</p> <p>（予告登録の方法）</p> <p>第十六条の三 商標登録令第一条の二第二号、第三号又は第四号に掲げる申立て又は請求について予告登録をするときは、表示部に申立て又は審判若しくは再審の請求があつた年月日、登録異議、審判又は再審の番号及び申立てに係る商標登録の表示又は請求の趣旨を記録しなければならない。</p> <p>（更正の通報）</p> <p>第十六条の四（略）</p> <p>（特許登録令施行規則の準用）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>3 特許登録令施行規則第十四条から第二十七条まで、第二十八</p>	<p>（更正の通報）</p> <p>第十六条の二（略）</p> <p>（特許登録令施行規則の準用）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>3 特許登録令施行規則第十四条から第二十七条まで、第二十八</p>

条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十九條、第四十条、第四十三条並びに第四十五条から第六十一条まで（登録の手続）の規定は、商標に関する登録の手続に準用する。この場合において、同規則第十六条中「外国人」とあるのは「外国人（国際登録に基づく商標権の商標権者を除く。）」と、同規則第二十一条中「表示部又は事項部」とあるのは「表示部、事項部又は国際登録事項記録部」と読み替えるものとする。

条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十七條、第三十八条第二項、第三十九条、第四十条、第四十三条並びに第四十五条から第六十一条まで（登録の手続）の規定は、商標に関する登録の手続に準用する。この場合において、同規則第十六条中「外国人」とあるのは「外国人（国際登録に基づく商標権の商標権者を除く。）」と、同規則第二十一条中「表示部又は事項部」とあるのは「表示部、事項部又は国際登録事項記録部」と読み替えるものとする。

改 正 案

現 行

（特定処分等の指定）

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもって行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

- 一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）に係るものを除く。）の却下の処分
- イ又（略）
- ル 特許法施行規則第十三条の二第一項若しくは第十三条の三第一項又は商標法施行規則第十九条第一項の規定による情報の提供

ヲタ（略）

二八（略）

九 特許法第四百七十七条第一項（同法第七十一条第三項（実用新案法第二十六条、意匠法第二十五条第三項及び商標法第二十八条第三項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、特許法第五百十一条（同法第七十一条第三項、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の八（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）に

（特定処分等の指定）

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもって行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

- 一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）に係るものを除く。）の却下の処分
- イ又（略）
- ル 特許法施行規則第十三条の二第一項又は商標法施行規則第十九条第一項の規定による情報の提供

ヲタ（略）

二八（略）

九 特許法第四百七十七条第一項（同法第七十一条第三項（実用新案法第二十六条、意匠法第二十五条第三項及び商標法第二十八条第三項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、特許法第四百七十七条第二項及び第五百十一条（同法第七十一条第三項及び第百十九条、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の八（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三

において準用する場合を含む。）、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三條の六第二項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、の規定による調書の作成（国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権に係る審判、国際登録に基づく商標権の効力についての判定並びに国際登録に基づく商標権に係る登録異議の申立てについでするものを除く。）

別表（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四関係）

一	(略)
第十条第六号、第七号、第十号から第十二号まで、第十五号から第二十一号まで、第三十七号から第三十九号まで、第四十二号（手数料の納付に關するものに限る。）及び第四十三号から第四十八号まで	第二十三条の四第三号から第六号まで、第八号から第十号まで、第二十一号及び第二十二号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場

条において準用する場合を含む。）、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三條の六第二項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、の規定による調書の作成（国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権に係る審判、国際登録に基づく商標権の効力についての判定並びに国際登録に基づく商標権に係る登録異議の申立てについでするものを除く。）

別表（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四関係）

一	(略)
第十条第六号、第七号、第十号から第十二号まで、第十五号から第二十一号まで、第三十七号から第三十九号まで、第四十二号（手数料の納付に關するものに限る。）及び第四十三号から第四十八号まで	第二十三条の四第三号から第六号まで、第八号から第十号まで、第二十一号及び第二十二号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に特許法第二百一十一條第一項の審判を請求した事件が特許庁に

	二
<p>でに掲げる 手続（平成 十二年一月 一日以後に 拒絶査定不 服審判を請 求した事件 が特許庁に 係属してい る場合にす るものを除 く。）</p>	<p>（略）</p>
<p>合にするも のを除く。</p>	<p>第二十三条 の四第三号 から第六号 まで、第八 号から第十 号まで及び 第十九号か ら第二十三 号までに掲 げる通知又 は命令（平 成十二年一 月一日以後 に請求され た拒絶査定 不服審判を 請求した事 件が特許庁 に係属して</p>
	二
<p>でに掲げる 手続（平成 十二年一月 一日以後に 特許法第百 二十一条第 一項の審判 を請求した 事件が特許 庁に係属し ている場合 にするもの を除く。）</p>	<p>第十條第七 号、第十五 号から第二 十号まで、 第二十二号 、第二十七 号から第三 十九号まで 、第四十二 号（手数料 の納付に関 するものに 限る。）及 び第四十三 号から第四 十八号まで に掲げる手 続（平成十 二年一月一 日以後に 請求した事 件が特許庁 に係属して</p>
<p>係属してい る場合にす るものを除 く。）</p>	<p>第二十三條 の四第三号 から第六号 まで、第八 号から第十 号まで及び 第十九号か ら第二十三 号までに掲 げる通知又 は命令（平 成十二年一 月一日以後 に請求され た特許法第 百二十一条 第一項の審 判を請求し た事件が特</p>

三	
(略)	
<p>第十条第八号、第十一号、第十三号から第十五号まで、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十七号から第三十九号まで、第四十二号(手数料の納付に関するものに限る。)</p> <p>及び第四十三号から第四十八号までに掲げる 手続(平成</p>	<p>日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にそのものを除く。)</p>
<p>第二十三号の四第三号から第五号まで、第八号、第九号、第十一号及び第二十号に掲げる通知又は命令(平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に</p>	<p>している場合にそのものを除く。)</p>

三	
<p>第十条第八号、第十一号、第十三号から第十五号まで、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十七号から第三十九号まで、第四十二号(手数料の納付に関するものに限る。)</p> <p>及び第四十三号から第四十八号までに掲げる 手続(平成</p>	<p>日以後に特許法第二百一十一條第一項の審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にそのものを除く。)</p>
<p>第二十三号の四第三号から第五号まで、第八号、第九号、第十一号及び第二十号に掲げる通知又は命令(平成十二年一月一日以後に意匠法第四十六條第一項又は第四十七條第一項の審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に</p>	<p>許庁に係属している場合にそのものを除く。)</p>

六	五	四	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に於けるものを除く。
(略)	(略)	(略)	を除く。

六	五	四	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	十二年一月一日以後に意匠法第四十六條第一項又は第四十七條第一項の審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に於けるものを除く。
(略)	(略)	(略)	するものを除く。

改 正 案

現 行

<p>（出願支援課の所掌事務） 第三百十四条 出願支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五（略） 六 工業所有権に関する審判及び商標に関する登録異議（判定及び鑑定を含む。第三百二十六条において同じ。）に関する書類（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定によりこれらの書類とみなされるものを含む。）及び物件の接受に関すること。 七（略）</p>	<p>（出願支援課の所掌事務） 第三百十四条 出願支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五（略） 六 工業所有権に関する審判並びに特許異議及び商標に関する登録異議（判定及び鑑定を含む。第三百二十六条において同じ。）に関する書類（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定によりこれらの書類とみなされるものを含む。）及び物件の接受に関すること。 七（略）</p>
<p>（審判課及び審判長） 第三百二十四条（略） 2 審判課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 工業所有権に関する審判及び商標に関する登録異議に関する事務の連絡調整に関すること。 二 工業所有権に関する審判事件及び商標に関する登録異議申立事件（判定請求事件及び鑑定を含む。以下同じ。）に関する事務に関すること。 三 工業所有権に関する審決及び商標登録の取消決定の取消しに係る訴訟事件に関する特許庁長官の指定代理人に関すること。</p>	<p>（審判課及び審判長） 第三百二十四条（略） 2 審判課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 工業所有権に関する審判並びに特許異議及び商標に関する登録異議に関する事務の連絡調整に関すること。 二 工業所有権に関する審判事件並びに特許異議申立事件及び商標に関する登録異議申立事件（判定請求事件及び鑑定を含む。以下同じ。）に関する事務に関すること。 三 工業所有権に関する審決並びに特許及び商標登録の取消決定の取消しに係る訴訟事件に関する特許庁長官の指定代理人に関すること。</p>
<p>3 審判長は、命を受けて、工業所有権に関する審判事件及び商標に関する登録異議申立事件に関する事務を分掌する。 （審判官） 第三百二十六条（略） 2 審判官は、命を受けて、工業所有権に関する審判事件及び商標に関する登録異議申立事件に関する審理及び決定に関する事</p>	<p>3 審判長は、命を受けて、工業所有権に関する審判事件並びに特許異議申立事件及び商標に関する登録異議申立事件に関する事務を分掌する。 （審判官） 第三百二十六条（略） 2 審判官は、命を受けて、工業所有権に関する審判事件並びに特許異議申立事件及び商標に関する登録異議申立事件に関する</p>

務を処理する。

審理及び決定に関する事務を処理する。

実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）（附則第二条関係）

改正案	現行
<p>（特許法施行規則の準用） 第六条 特許法施行規則第一章（総則）及び特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年経済産業省令第 号）第一条の規定による改正後の特許法施行規則第十三条の三（第一項第一号及び第四号を除く。）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。</p> <p>2～15（略）</p>	<p>（特許法施行規則の準用） 第六条 特許法施行規則第一章（総則）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。</p> <p>2～15（略）</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第四条 削除</p> <p>（実用新案登録令施行規則の改正に伴う経過措置）</p> <p>第七条 この省令の施行後に請求される改正法附則第四条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる改正法第三条の規定による改正前の実用新案法第四十条第二項の規定による明細書又は図面の訂正については、旧実用新案登録令施行規則第三条第三項において準用する旧特許登録令施行規則第三十一条第一項中「特許法第二百二十六条第一項の審判またはその」とあるのは、「実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判又はこれらの」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（訂正の請求書の様式）</p> <p>第四条 改正法附則第四条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる改正法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第四十条第二項の訂正の請求書は、附則様式第一により作成しなければならぬ。</p> <p>（実用新案登録令施行規則の改正に伴う経過措置）</p> <p>第七条 この省令の施行後に請求される改正法附則第四条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる旧実用新案法第四十条第二項の規定による明細書又は図面の訂正については、旧実用新案登録令施行規則第三条第三項において準用する旧特許登録令施行規則第三十一条第一項中「特許法第二百二十六条第一項の審判またはその」とあるのは、「実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判又はこれらの」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案

附 則

（平成五年改正法の施行前にした実用新案登録出願についての経過措置）

第四条

特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。）の施行前にした実用新案登録出願であつて、改正法第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がされていないものについては、特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年通商産業省令第七十五号。以下「平成五年改正省令」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正省令第二条の規定による改正前の実用新案法施行規則第六条第一項において準用する平成五年改正省令第一条の規定による改正前の特許法施行規則第十三条の二第一項の規定による情報の提供はできないものとし、第二条の規定による改正後の特許法施行規則第十三条の二第一項（第一号及び第四号を除く。）及び第二項の規定を当該実用新案登録出願についての情報の提供に準用する。

第五条 削除

現 行

附 則

（平成五年改正法の施行前にした実用新案登録出願についての経過措置）

第四条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）の施行前にした実用新案登録出願であつて、改正法第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がされていないものに係る実用新案登録についての改正法附則第九条第二項において準用する改正法第二条の規定による改正後の特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第五章の規定による登録異議の申立て並びにその審理及び決定については、第二条の規定による改正後の特許法施行規則第七章の規定を準用する。

2| 平成五年改正法の施行前にした実用新案登録出願であつて、改正法第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がされていないものについては、特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年通商産業省令第七十五号。以下「平成五年改正省令」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正省令第二条の規定による改正前の実用新案法施行規則第六条第一項において準用する平成五年改正省令第一条の規定による改正前の特許法施行規則第十三条の二第一項の規定による情報の提供はできないものとし、第二条の規定による改正後の特許法施行規則第十三条の二第一項（第一号及び第四号を除く。）及び第二項の規定を当該実用新案登録出願についての情報の提供に準用する。

（旧実用登録令施行規則の技術的読替え）

第五条 改正法附則第九条第二項において準用する改正法第二条の規定による改正後の特許法第百十三条の規定による登録異議

の申立てに係る登録については、平成五年改正省令附則第三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる平成五年改正省令第六条の規定による改正前の実用新案登録令施行規則の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二条の二 第三項</p>	<p>実用新案法</p>	<p>登録異議の申立てについての確定した決定、実用新案法</p>
<p>第三条第三項</p>	<p>又はこれらの審判の確定審決に対する再審の</p>	<p>の確定審決又は再審の確定した決定若しくは</p>
<p>第三十一条から第三十三条まで</p>	<p>第三十五条から第四十条まで</p>	<p>第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十九条、第四十条</p>
<p>(登録の手続)</p>	<p>(登録の手続)並びに特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成七年通商産業省令第五十七号)第七条の規定による改正後の特許登録令施行規則第三十一条、第三十七条及び第三十八条</p>	<p>(登録の手続)並びに特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成七年通商産業省令第五十七号)第七条の規定による改正後の特許登録令施行規則第三十一条、第三十七条及び第三十八条</p>